

重要事項説明書

厚生省令第38号第4条第1項の規定に基づき、当事業者の居宅介護支援の提供に関し、契約者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者の概要

(1) 名称等

名 称	奥山老人ホーム居宅介護支援事業所
所 在 地	〒431-2224 浜松市浜名区引佐町奥山1430-180
電 話 番 号	(053) 543-0320
法人種別及び名称	社会福祉法人 奥山老人ホーム
代 表 者 職	理 事 長
代 表 者 氏 名	法 山 高 秀
管 理 者 氏 名	金 子 侑 司
介護保険事業所番号	2 2 7 8 1 0 0 1 1 6
指 定 年 月 日	平成12年 3月 1日
交 通 の 便	遠州鉄道バス奥山線尾沢バス停北へ300m
サービスを提供する 通常の実施地域	浜松市浜名区引佐町、神宮寺町、細江町、三ヶ日町内

(2) 職員の概要

	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者	1人	常勤 専従 1人 常勤 兼務 人	介護支援専門員
介護支援専門員	1人	常勤 専従 1人 常勤 兼務 人 非常勤専従 人 非常勤兼務 人	介護支援専門員

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月 曜 日 から 土 曜 日 (12月29日から1月3日を除く)
営業時間	午前 8時30分から午後 5時30分まで

2 居宅介護支援の概要

(1) 居宅介護支援の内容

項目	内容、方法等
要介護認定等の申請代行	利用者の要介護認定（要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定、要支援認定、要支援更新認定及びサービス種類の変更を含む）に係る申請について、利用者の意思を確認した上で、申請の代行等を援助します。
居宅サービス計画の作成	利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望を考慮して居宅サービス計画を作成いたします。その際、利用者及び家族が周辺地域にある複数の指定居宅サービス事業者の情報（サービス内容、料金等）を紹介するよう求めることができることを説明し、求めに応じて情報の提供を行います。
居宅サービス計画の作成後の管理（居宅サービス計画の変更等）	居宅サービス計画作成後も、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画がどのように実施されているかを把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他の便宜の提供を行います。
サービス担当者会議の開催	作成したケアプラン（原案）をもとに、利用者、家族の参加を基本としたサービス担当者会議を開催し、サービスを担当する事業所の職員から専門的見地に基づく意見を求め、サービスの最終調整を行います。 また、主治医の医師又は、歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることとします。 なお、利用者等は居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められます。
サービス事業者等との連絡調整	指定居宅サービス事業者等との連絡調整を定期的に行い常に居宅サービス計画に基づき居宅サービスが確保されるよう援助、便宜の提供を行います。
介護保険施設への紹介	利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。 なお、施設の選択は、地域内外を問わずどこの施設・事業所からでも、自由に選択できるよう、情報の提供をします。
医療機関との情報連携の強化	利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に、介護支援専門員が同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで居宅サービス計画を計画し評価します。
質の高いケアマネジメントの推進	公正中立性の確保の観点から前 6 か月間に作成させていただいたケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合を提示し説明させていただくとともに、介護サービス情報公表制度で公表させていただきます。（別紙参照） 公正中立性の確保の観点から前 6 か月間に作成させていただいたケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合を提示し説明させていただくとともに、介護サービス情報公表制度で公表させていただきます。（別紙参照）
その他	不審な点、わからない事がありましたら、何なりとご相談ください。

(2) 居宅介護支援の利用に当たって

項目	内容
サービス提供困難時の対応	万一、サービス支援事業者がサービス提供困難となった時は、他の事業者をご紹介するなど、利用者と協議の上誠実に対応いたします。なお、サービス計画策定等義務の履行に当たっては利用者及びそのご家族の方は、できる限りのご協力をおねがいします。
サービスの質の向上のための方策	事業者及び介護支援専門員は、サービスの質の向上のため各種研修会に参加し、技術技法の向上を図るとともに、情報収集及び情報提供等の便宜を提供します。
介護支援専門員を変更する場合の対応	利用者及びその家族から、介護支援専門員の変更の申し出があった場合は、直ちに他の介護支援専門員と交替します。または他の事業者の介護支援専門員を紹介いたします。
プライバシーの遵守	事業者及び介護支援専門員は、秘密保持義務を遵守します。介護支援専門員は、退職後もこの責を負います。また、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を使用するときは、予め利用者又はその家族の同意を文書により得ない限り使用しません。
事故発生時の対応	事業者は、サービス提供をする上で、契約書の条項に違反し、又は利用者の居宅サービス利用に支障を生じさせて損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。
虐待防止に関する対応	事業者は虐待の発生またはその再発を防止するため、定期的に研修をします。またサービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村へ通報いたします。
ハラスメント対策	事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価	居宅サービス等の利用に向けて利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合には、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められ、居宅介護支援の基本報酬の算定をさせていただきます。
その他	事業者は介護保険法その他の関係法令に従い、利用者の福祉の向上のため誠実に、その提供に当たります。

3 利用料金及び居宅介護支援費

(1) 利用料 **原則として契約者には利用料を請求しません。**ただし、契約者の保険者証に支払い方法変更の記載（契約者が保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載）があった場合はご利用した金額をいただきます。

この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、ご契約者が住民登録してある市町村の窓口へ提出して差額（介護保険適用部分の残額）の払い戻しを受けてください。

居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ）	介護支援専門員1人あたりの担当件数が1～39件	要介護1・2	1076単位
		要介護3・4・5	1398単位
居宅介護支援費Ⅰ（ⅱ）	介護支援専門員1人あたりの担当件数が40～59件	要介護1・2	539単位
		要介護3・4・5	698単位
居宅介護支援費Ⅰ（ⅲ）	介護支援専門員1人あたりの担当件数が60件以上	要介護1・2	323単位
		要介護3・4・5	418単位

4 加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院または診療所へ入院して3日以内に、当該病院または診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院または診療所へ入院して4日以上7日以内に、当該病院または診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200単位
退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院または診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450単位
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院または診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600単位
退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院または診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600単位
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院または診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750単位
退院・退所加算（Ⅲ）	病院または診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回受けており、うち一回はカンファレンスによること	900単位
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置づけしたサービス事業所に提供した場合算定	400単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院または診療所の求めにより当該病院または診療所の職員とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200単位
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画に記録した場合	50単位

なお、浜松市は地域区分「7級地」であるため、上記の単位数に10.21を乗じた金額をいただきます。

5 利用料及び居宅介護支援費〔減算〕

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1月につき200単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	基本単位数の50%に減算

(2) 交通費

サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方	無料
上記以外にお住まいの方	交通費 (介護支援専門員があなたのお宅を訪問するための実施地域を超えたところからの交通費実費が必要となります。) 一律 往復 500円

(3) 支払方法 契約者が当事業者に料金を支払うこととなる場合の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月 7日までに前月分の請求をしますので、10日以内にお支払いください。

お支払方法は、銀行振込、現金払、銀行等口座引落の3通りの中から、ご契約の際に選択してください。

6 サービスの終了について

(1) 契約者のご都合でサービスを終了する場合

契約者はいつでも契約を解約できますが、次の場合には、解約料をいただきます。

ア 契約後、居宅サービス計画作成段階途中で、あなたの申し出により解約した場合	要介護1・2の方 10,985円 要介護3・4・5の方 14,273円
イ 市町村への居宅サービス計画の届出終了後に解約した場合	解約料はかかりません。
ウ その他解約により当事業者に不測の損害を生じさせる場合	アに準じた解約料

この他、当事業者は、契約者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるときは、直ちにこの契約を解約することができます。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、止むを得ない事情によりこのサービスの提供を終了させていただく場合がございます。この場合は、サービスの提供終了1ヶ月前までに文書であなたに通知するとともに、他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報をあなたに提供いたします。

(3) 自動終了

次の場合には、自動的にサービスを終了します。

ア 契約者が介護保険施設等に入院又は入所した場合

イ 契約者の要介護認定区分が要支援又は非該当（自立）と認定された場合

ウ 契約者が亡くなった場合

5 居宅介護支援に対する苦情

当事業者の居宅介護支援及び当事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、介護支援専門員に関すること、利用料金に関する事など、お気軽にご相談ください。

担 当 金子 侑司
電 話 053 543-0320(代)
御利用時間 午前8時30分～午後5時30分

また、下記の所でも苦情を受け付けます。

浜松市介護保険課

電話 053-457-2374

静岡県国民健康保険団体連合会（介護保険課）

電話 054-253-5590（苦情専用）

年 月 日

(事業者)

居宅介護支援の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 浜松市浜名区引佐町奥山1430-180

名 称 奥山老人ホーム居宅介護支援事業所

説明者 介護支援専門員 ㊞

(利用者)

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

家族 (代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞